

食と緑の基本計画

西三河地域推進プラン

平成17年11月

愛知県西三河農林水産事務所

はじめに

西三河地域は、矢作川が中央を流れ、流域の西三河平野は都市化が進むなかでも県内で有数の農業地帯です。東北部は三河山地に接し、南部は三河湾に面したこの地域の有する森林、農地、海及び川は、将来にわたって広く県民生活に潤いをもたらす源であり、貴重な財産です。農林水産業の振興とあわせて、それらの持つ多面的な機能が十分発揮された、「豊かな西三河」を次代に引き継いでいくことが大切です。

愛知県では、県民が同じ県土で暮らす生活者として農林水産業を見つめ直し、これに積極的に関わっていく必要があるとの観点にたって「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」を制定し、その理念の実現に向けて「食と緑の基本計画」を公表しました。

この基本計画の推進にあたっては、地域としての特色・実情に即した取り組みを展開していく必要があり、今後取り組むことが期待される内容などについて「地域推進プラン」として策定しました。

県としましては、「食と緑の基本計画」の目指す地域社会の実現に向かって、全力を上げて取り組んでまいります。計画の実現のためには、農業者の皆さんをはじめ、各関係者の方々の熱意ある積極的な取り組みが不可欠でありますので、格別なご協力をお願いいたします。

最後にこの地域推進プランの策定にあたって、貴重なご意見、ご協力をいただきました西三河地域推進プラン策定会議の構成員を始め、関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

平成17年10月

西三河農林水産事務所長
塩田 悠賀里

目次

第1章 プラン策定の趣旨	1
第2章 食と緑の現状と課題	2
第3章 食と緑に関する重点的取り組み	14
① 西三河地域いいともあいち運動を推進します ～地産地消の新たな展開をめざして～	15
② 食と緑を活用した産地直売を支援します ～都市と農山漁村との交流促進のために～	16
③ 優れた経営体の育成を図ります ～次代の担い手の育成・確保のために～	17
④ 農地・森林の有効活用を図ります ～優良農地の確保と森林を守るために～	18
⑤ 低コストで高品質な稲・麦・大豆作を推進します ～大規模生産体制の確立のために～	19
⑥ 施設園芸でのハイテク農業を推進します ～栽培技術の高度化をめざして～	20
⑦ 環境保全型農業を推進します ～信頼性の高い産地づくりをめざして～	21
⑧ 生産者と実需者との連携活動を支援します ～地域内流通の促進のために～	22
⑨ 三河材の認証制度を推進します ～森林づくり・木づかい（三河材利用）のために～	23
⑩ 農業水利施設の多機能化を図ります ～災害に強く、水と親しめる環境の創造をめざして～	24
⑪ 干潟造成により有用貝類の漁場を保全します ～青く豊かな三河湾の再生のために～	25
第4章 各施策の目標	26
第5章 プランの推進体制	40
[参考] 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例	41

第1章 プラン策定の趣旨

1 趣旨

愛知県では、平成16年4月に「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」を施行し、この理念の実現を図るため、平成17年2月に「食と緑の基本計画」を公表しました。

この基本計画を推進するに当たっては、地域として基本計画のめざす姿の実現に向け、地域の特色・実情に即した取り組みを展開していく必要があります。

愛知県では、これまで「あいち農林水産業ビジョン2010」に基づき、農林漁業者、市町村、関係団体とともに、農林水産業の振興や農山漁村の活性化に努めてきました。

しかし、将来にわたり安全で良質な食料等が確保され、森林、農地、海及び川が有する多面的機能が十分に発揮された、安全で安心できる豊かな暮らしづくりを推進するためには、生産者、消費者の立場を超え同じ県土で暮らす『生活者』として農林水産業を見つめ直し、県民、生産者、県が相互に協働・連携して取り組んでいくことが不可欠です。

こうした考えに基づいて、基本計画のめざす姿の実現に向けて、西三河地域としての目標の設定と、その達成のための実践計画として策定したものです。

2 目標年度

この地域推進プランの目標年度は、平成22年度（2010年度）です。

『生活者』

県民の暮らしは、食料等の生産活動である農林水産業や農林水産業の場である森林、農地、海及び川が生活環境に及ぼす様々な働きにより支えられており、全ての県民は、消費者、生産者という立場を超えて、同じ県土において、これらの恩恵を等しく受けて生活をしている「生活者」です。

私たちは、このような生活者の視点に立って、農林水産業や多面的機能に関する様々な課題を自らのものとして捉え、この解決に向けて積極的に取り組んでいく必要があります。

第2章 食と緑の現状と課題

西三河地域は、県のほぼ中央に位置し7市5町からなり、総面積は806平方?、人口は100万人余で、東名高速道路や国道1号線の広域交通網に加え、国道23号・248号線などの地域幹線道路があり、JR新幹線・東海道線・名古屋鉄道などの交通機関の便も良く、各種の産業が発展する条件が整っています。

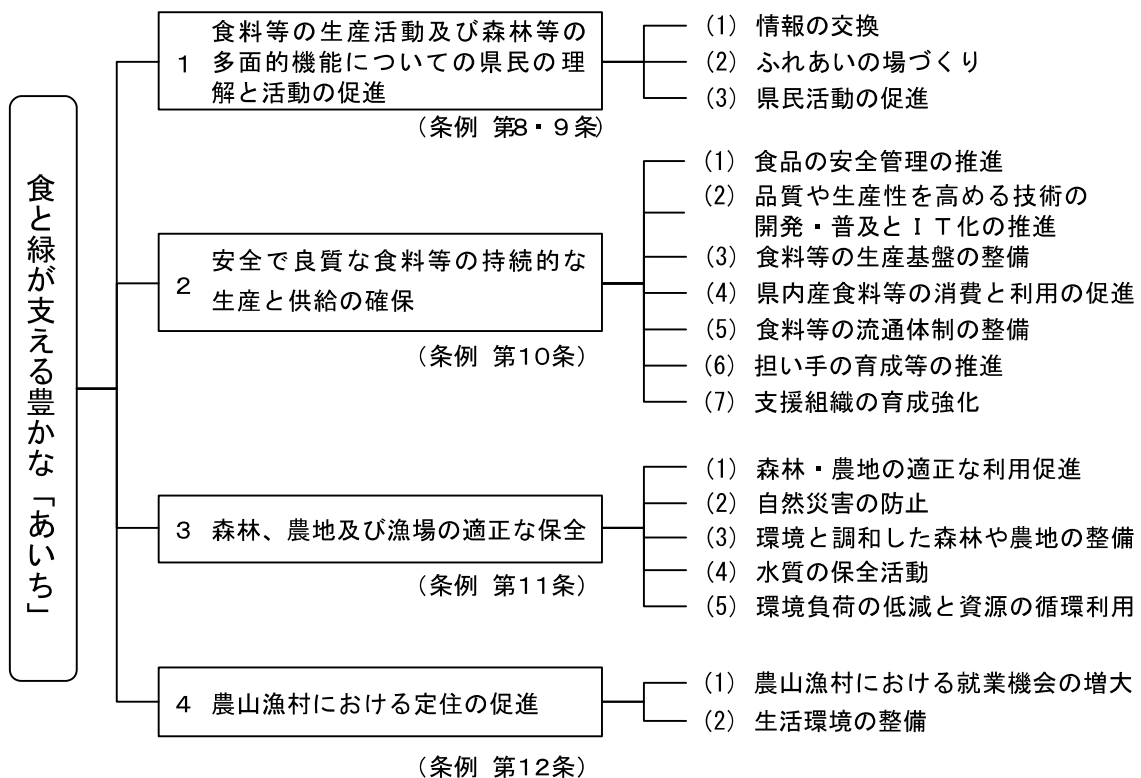
当地域では自動車関連産業の発展を中心に都市化が進行していますが、広大な西三河平野に矢作川を水源とする明治用水などの水利に恵まれ、県の代表的な農業地帯を形成しています。

県民の将来にわたる「食と緑が支える豊かなあいち」を考えると、こうした背景をもつ当地域に寄せられる期待は大きなものがあります。

この地域における都市化や混住化はさらに進行することが予測されますが、消費者と生産者、農林水産業と他産業、都市と農山漁村が、調和のとれた健全な地域社会を形成し、発展することが望まれます。

県では「食と緑が支える豊かなあいち」を実現するために、県が実施する施策を下記のとおり体系化し、施策目標を数値で掲げ推進することとしています。

西三河地域にあっても、地域の特性を踏まえつつ、この施策体系に沿って各種取り組みを推進します。



1 食料等の生産活動及び森林等の多面的機能についての県民の理解と活動の促進

(1) 情報の交流

地域における農林水産業に関する情報の受発信については、市町やJA（農協）のホームページ等を通じて地域農業の概要、特産物の紹介、イベント・講座案内、産地直売、家庭菜園等様々な情報のやりとりが行われています。

しかし、そうした情報を利用する県民の側からみた場合には、より多くの情報を効率的に入手・利用できる利便性や有用性をさらに高めていくことが求められています。地産地消をキーワードに、県下で「いいともあいち運動」を展開していますが、より地域に密着した情報の交流が求められているといえます。

(2) ふれあいの場づくり

ふれあいの場を通じた食と緑の啓発活動は、市町の産業まつり、JAの農業まつり、地域内の産地直売施設・ふれあい施設等で行われる交流イベントなど、数多くの機会を利用して行われています。公園や街路樹等の緑や花は、人々に潤いと安らぎを与えるとともに快適な生活環境と生活空間を創造する働きがあり、緑化推進事業を通じての緑化の推進や、安城市や幸田町などでは花による潤いのある美しいまちづくりが進められています。

また、地元の特産品の学校給食への利用や、酪農教育ファームなどを通じて次世代を担う小中学校の児童、生徒への食育や環境学習も取り組まれています。

こうした啓発活動に加え、最近、刈谷ハイウェイオアシスのような新たなタイプの交流の場づくりも進められています。人の動き・流れの変化に注視しながら、より多くの県民が参加できる、食と緑を積極的に活用したふれあいの場づくりに努めていく必要があります。

(3) 県民活動の促進

当地域は、都市化が進むなかでも県内有数の農業地帯であり、都市と農山漁村との交流を深める取り組みを促進し、多くの県民が農林水産業に関わることにより、森林、農地、海及び川が適正に保全・利用され、その多面的な機能が十分発揮・活用されることが大切です。



いいともあいち運動のシンボルマーク



刈谷ハイウェイオアシス

2 安全で良質な食料等の持続的な生産と供給の確保

(1) 食品の安全管理の推進

食品の安全管理については、JAS法に基づく食品表示の適正化を図るための調査・監視として、国・県の職員及び20人の食品表示ウォッチャーによる管内小売店舗に対する調査を行うほか、食品衛生監視員による食品営業施設の監視、家畜衛生管理のための巡回指導や家畜疾病の検査等を実施しています。

また、促成なす、促成きゅうり、チンゲンサイ、筆柿、ハウスもも等では、エコファーマー制度による取り組みや、産地挙げて化学合成農薬や化学肥料を減らす栽培を推進（「いきいき愛知」認証制度）し、安全・安心な農産物づくりに取り組んでいます。

食の安全の確保は、県民の食生活にとって最も基本的な課題です。農林水産物の生産・流通課程の安全性に不安を抱くことのない、健全な食生活の実現に向けた一層の取り組みが求められています。



食品表示ウォッチャー依頼式（17年度）



エコファーマーのロゴマーク

(2) 品質や生産性を高める技術の開発・普及とIT化の推進

コスト低減、省力化のための新技術の普及推進については、水稲不耕起V溝直播栽培、無人ヘリコプターによる病害虫防除、いちごの高設栽培等が導入されています。

また、品質の向上・高位安定を図るため、いちご、じねんじょ、きく、ぶどう等のウィルスフリー苗を始めとする優良種苗の導入や計画的な品種更新が行われるほか、当地域は稲麦大豆の種子生産の中心的産地として、厳密な生産管理のもと安定供給が図られています。

さらには多様な消費者ニーズに応えるため、促成なす、夏秋きく、なしの新品種の導入も行われています。

酪農経営では、搾乳や子牛のほ乳を全自動で行うロボットの導入も進められています。

消費者の望む良質で安全な農産物を安定的に提供できる、生産現場のニーズに直結した技術の開発・普及が求められています。



無人ヘリコプターによる病虫害防除



いちごの高設栽培



促成なす新品種「とげなし紺美」



搾乳ロボット（西尾市）

（3）食料等の生産基盤の整備

農地の基盤整備については、コスト低減と担い手育成のために不可欠な水田区画の大型化（20～30 a 以上）の推進に積極的に取り組み、平成 16 年 3 月末の整備率は 75.8 %に達しています。

また、農家の経営規模拡大を支援するため、野菜や花き等の育苗栽培施設の整備や、米麦の集出荷の合理化・品質向上に必要なカントリーエレベーターの整備が行われています。

適正な森林整備に不可欠な林道については、総延長で 180 km（平成 17 年 3 月末）が整備され、間伐は平成 13 年度からの 4 年間で約 1,000 ha が実施されています。

また、栽培漁業の推進については、県栽培漁業センターで生産されるクルマエビ、ガザミ等の種苗放流を実施しています。

生産の基礎となる農地・林道などの生産基盤を始め、高性能な機械、施設等の整備を進め、生産性の向上を図るとともに、水産資源の回復などを引き続き実施していく必要があります。



大規模営農状況（安城市）



ばら育苗栽培施設（西尾市）

(4) 県内産食料等の消費と利用の促進

地元で生産されたものを地元で消費する地産地消の取り組みは、様々な形で行われています。その代表的な取り組みは地域内 43 の産地直売施設で季節の新鮮な農産物等が提供され、利用者に喜ばれています。学校給食では、地元の農産物、例えば碧南市のにんじん、幸田町の筆柿といったように、それぞれ代表的なものが給食の食材として利用されています。

また、岡崎市法性寺町を中心に栽培されている「法性寺ねぎ」を、愛知県の伝統野菜として復活させるための技術実証が行われたり、地元の原料を使用した麦・大豆の加工品（めん、豆腐、豆乳等）を生産販売する取り組みも行われています。

林業では、平成 16 年度から額田町において三河材（額田産）認定制度が実施され、地元材の利用促進が図られています。

地域の生産者と消費者を結びつける地産地消は、地域の主体的な取り組みとして推進することが大切です。



「法性寺ねぎ」



建設の始まった一色漁港内の水産物荷捌施設

(5) 食料等の流通体制の整備

食料等の流通体制については、現在、地方卸売市場が 18 市場（青果物 10、水産物 7、花き 1）開設され、その取扱高は 167 億円（平成 16 年度）となっていますが、市場機能の強化を図るため、この統合・整備をめざしています。

平成 17 年度、幡豆郡一色漁港内に水産物荷捌施設が建設され、高度衛生管理型の新市場としての機能発揮が期待されています。

(6) 担い手の育成等の推進

管内の販売農家戸数は 2000 年センサスでは、13,358 戸となっていますが、その数は減少傾向にあり、今後の地域農業の維持発展には経営感覚に優れた担い手の育成確保が重要課題となっています。担い手の育成については、認定農業者等の優れた経営体のみならず女性、高齢者等の多様な担い手育成のため様々な支援を行っており、認定農業者は 657 経営体（平成 16 年 3 月末）を認定し、経営改善計画の実践、制度資金の活用等の面から積極的な支援を行っています。

また、新規就業者は平成 15 年度 30 名（新規学卒 12 名、Uターン 18 名）ですが、こうした方へは、基礎知識の習得や経営管理能力の向上のために研修や個別巡回指導等の濃密指導を行っています。

また、女性登用も進められ、現在 21 名の女性が農業委員として活躍しています。さらに、農村生活アドバイザーとして 79 名の女性が認定され、農業経営参画、農産物の加工、農業教育等の分野でその能力を発揮しています。

家族経営協定については、より魅力ある農業経営の実現に向けて 96 戸の農家が協定を締結していますが、まだ、一部の農家にとどまっており、その推進が課題となっています。



認定農業者連絡協議会設立総会（岡崎市）



家族経営協定締結農家による情報交換会

（7）支援組織の育成強化

農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、森林組合、漁業協同組合等はそれぞれ事業の効率化等による体質強化、経営基盤強化を推進しています。

平成 17 年 4 月に西尾市・幡豆郡一色町の一部及び吉良町の一部を区域とする 6 漁業協同組合が合併し、西三河漁業協同組合として発足しました。

このほか、担い手が不足するなかで、県民のボランティアによる支援活動も推進していく必要があるため、農業応援ボランティアの育成や森林ボランティアの活動強化に取り組んでいます。

地域の農林水産業を維持していくためには、中心となる担い手の育成確保が必要であることはいまでもありませんが、担い手はその力を十分に発揮できるよう、地域の特徴を活かした支援組織の育成強化も重要な課題となっています。



農業応援ボランティア（碧南市）



森林ボランティア（額田町）

3 森林、農地及び漁場の適正な保全

(1) 森林・農地の適正な利用促進

当地域の森林面積は、総面積の約 35 %にあたる 27,955 ha の民有林があり、そのうちスギ・ヒノキの人工林は 11,545 ha で、ヒノキが 80 %スギが 20 %を占め、柱材を中心とした優良な三河材を供給しています。森林施業の着実な実施を促すため、平成 14 年度から森林所有者等が市町村長と協定を締結し、作業道の維持管理等を行う地域活動を支援しています。(平成 16 年度協定締結に係る森林施業認定面積 991 ha)

農地にあつては、耕地面積 田 12,496 ha、畑 4,854 ha、計 17,350 ha を有しています。近年増加傾向にある耕作放棄地(2000 年センサス : 594 ha) について、農地保有合理化事業の活用や農作業受委託の促進等によりその解消をめざしていますが、農家個々の問題としてではなく地域全体としての取り組みが必要です。

中山間地域における農地の適正な利用推進、耕作放棄等の防止等を図るため、平成 12 年度から中山間地域等直接支払制度を推進しています。(平成 16 年度対象面積 80 ha)



美しい人工林 (額田町)



整備された農地 (碧南市)

(2) 自然災害の防止

ため池が有している貯水機能や排水機場は、地域防災の重要な役割を担っています。農地や周辺地域を水害から守るため、排水機場の整備(平成 16 年度 13 か所)ため池等の改修(平成 16 年度 3 か所)、ため池の耐震診断(平成 16 年度 1 か所)を推進しています。

また、山地に起因する災害から暮らしを守る治山事業・保安林の整備も重要です。特に、山腹崩壊などの未然防止のための治山ダムや土留工などの治山施設の整備推進(平成 16 年度 29 か所)や、保安林の配備(平成 16 年度末現在 4,907 ha)を行っています。

(3) 環境と調和した森林や農地の整備

森林の適正な密度管理を行うため、平成 12 年度から緊急間伐推進計画に基づき間伐をしています。(平成 16 年度末の計画進捗率 105%)

特に、保安林においては治山事業による間伐(本数調整伐)を積極的に推進しています。

また、農業水利施設の有する水辺空間を活用した豊かで潤いのある生活環境の整備(平成 16 年度 3 か所)や、農村地域の自然生態系の保全・回復(平成 16 年度 1 か所)も推進しています。



農村自然環境整備事業 花の木地区(安城市)



間伐後の森林(額田町)

(4) 水質の保全活動

水質の保全活動については、三河湾の漁場生産力の回復と浄化機能の向上を図るため、平成 12 年度から干潟・浅場の造成を進め、平成 16 年度までに 153 ha を実施していますが、依然として赤潮や苦潮の発生があり引き続き実施していく必要があります。

農村地域からの家庭雑排水の対応として、農業集落排水事業により平成 16 年度末までに 44 地区(汚水処理人口 53,020 人)で整備が進められています。



三河湾ののり養殖



霞川処理場(岡崎市)

(5) 環境負荷の低減と資源の循環利用

環境にやさしい農業に取り組むエコファーマーについては、夏秋なす（施設・露地）やチンゲンサイを中心に推進し、平成17年3月末までに173戸の農家が認定を受けていますが、安心・安全に対する消費者意識が高まるなかで認定農家の拡大が期待されています。

家畜排せつ物法の施行に伴い、家畜排せつ物の適正管理が行われるようになりましたが、生産される堆肥の流通が今後の課題となっています。畜産農家では使いやすく良質な堆肥を生産するとともに、特殊肥料の生産・販売届けを行うことで価値を高める方向を目指しています。水田作への堆肥利用も試行的に取り組まれ、その成果が期待されています。

農業用使用済プラスチックは、年間500t程度が排出されていますが、その排出抑制と併せて適正処理が課題となっています。このため圧縮梱包機を導入して効率的な回収に努めるなどして、施設園芸農家、市町、JA等が一体となって取り組んでいます。

また安城市では、果樹や街路樹から発生するせん定枝を堆肥化し、土づくりの資材として利用するリサイクルプラント事業も取り組まれています。



水田作への堆肥利用（吉良町）



リサイクルプラント事業（安城市）

4 農山漁村における定住の促進

(1) 農山漁村における就業機会の増大

農山漁村における就業機会の増大については、都市生活者との交流型農業経営の推進と併せて、快適な生活環境、生活空間としての整備を進めていく必要があります。

額田町の茅葺き屋敷「ぬかたいなか村」は、都市住民との交流の場として地元の人達が先導役となって活躍しており、じねんじょ加工所では農村女性の能力発揮の場あるいは就業の場として地域活性化の拠点となっています。さらに、同町石原地内には森林環境教育拠点施設の整備も進められています。

(2) 生活環境の整備

生活環境の整備については、農業集落排水、集落道、水辺環境等の整備を通じて若者にも魅力的で快適な地域づくりを推進しています。



茅葺き屋敷「ぬかたいなか村」(額田町)



農山漁村女性と消費者とのふれあい体験交流

(参考) 西三河管内の食料自給率

食料自給率は、国内の食料消費が、国内の農業生産でどの程度賅えているかを示す指標です。この指標に沿って西三河管内で生産される主な農林水産物が、管内の住民にどのくらい賅えているかについて、「西三河管内の食料自給率」として示してみました。

もとよりこの「地域推進プラン」は、管内自給率の向上を目的とするものではありませんが、西三河地域における食の現状を知るひとつの手がかりとして掲げました。

品 目	生産量 (ト)	1人当たり 消費量 (kg)	西三河管内 消費量 (ト)	管内自給率 (%)
	A	B	C (B×管内人数)	A/C×100
米	34,049	61.9	64,338	52.9
小麦	12,877	32.6	33,884	38.0
大豆	4,199	6.7	6,964	60.3
キャベツ	5,630	8.5	8,815	63.9
ほうれんそう	2,370	2.5	2,573	92.1
ねぎ	1,755	2.6	2,738	64.1
かんしょ	2,758	1.5	1,588	173.7
ばれいしょ	1,189	6.7	6,953	17.1
だいこん	6,364	8.6	8,924	71.3
人参	18,186	4.7	4,928	369.1
たまねぎ	16,999	7.6	7,939	214.1
きゅうり	11,174	4.7	4,873	229.3
なす	5,689	2.7	2,847	199.8
トマト	3,659	6.3	6,570	55.7
みかん	1,514	12.3	12,812	11.8
なし	3,383	3.2	3,340	101.3
ぶどう	857	1.5	1,533	55.9
かき	2,144	1.6	1,697	126.3
すいか	3,021	3.7	3,833	78.8
いちご	3,935	2.1	2,190	179.7
茶類	2,337	0.8	846	276.3
牛肉	2,180	3.3	3,395	64.2
豚肉	3,850	9.5	9,855	39.1
鶏肉	150	6.6	6,844	2.2
牛乳	21,144	54.4	56,558	37.4
卵	28,288	18.4	19,163	147.6
うなぎ	5,904	0.6	592	997.2
きのこ類	265	3.4	3,534	7.5

注) 生産量は農林水産統計(15年産)より、一人当たり消費量のうち米、麦、大豆、きのこ類については食料需給率表(15年度)の1人当たりの供給数量、他の品目は、家計調査年報(15年)の一世帯当たり購入量を一人当たりに換算(一世帯3.39人)し、食の外部比率(44%)を考慮し算出した。

※加リハ-スによる西三河管内の食料自給率は23%です(国の「地域食料自給率試算ソフト」による)。

管内市町別総面積及び人口

市町名	総面積 (km ²)	総人口 (人)	市町名	総面積 (km ²)	総人口 (人)
岡崎市	226.97	350,371	高浜市	13.00	40,392
碧南市	35.86	70,702	一色町	22.53	24,163
刈谷市	50.45	139,178	吉良町	35.98	21,921
安城市	86.01	166,674	幡豆町	26.04	12,837
西尾市	75.78	103,350	幸田町	56.78	34,893
知立市	16.34	65,671	額田町	160.27	9,240
			合計	806.01	1,039,392

総面積：平成15年10月現在（農林水産統計）

総人口：平成16年10月現在（県統計）

管内の主な農産物の収穫出荷量 県内市町村順位表

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
米	豊橋市 10,700	豊田市 8,660	安城市 8,590	岡崎市 6,030	西尾市 5,470	一宮市 5,290	稲沢市 4,870	弥富町 4,190	田原市 3,450	刈谷市 3,250
小麦	安城市 4,180	西尾市 2,640	豊田市 2,590	岡崎市 2,150	刈谷市 1,140	吉良町 790	幸田町 591	一色町 541	飛島村 518	知立市 372
大豆	安城市 1,350	西尾市 1,090	岡崎市 642	吉良町 394	豊田市 383	弥富町 260	一色町 222	幸田町 203	碧南市 96	刈谷市 92
きゅうり	安城市 4,110	西尾市 2,340	一色町 1,720	吉良町 730	碧南市 723	豊橋市 684	美浜町 435	新城市 389	刈谷市 328	豊川市 269
なす	豊橋市 3,170	一宮市 2,290	岡崎市 1,700	幸田町 1,080	弥富町 748	西尾市 628	稲沢市 625	安城市 551	東海市 542	碧南市 454
いちご	立田村 1,400	豊橋市 1,190	吉良町 820	幸田町 730	御津町 698	岡崎市 665	津島市 637	豊川市 565	蒲郡市 540	幡豆町 500
たまねぎ	碧南市 11,700	大府市 5,630	東海市 5,140	豊橋市 3,880	知多市 3,640	西尾市 1,950	名古屋市 1,050	南知多町 1,000	岡崎市 630	安城市 550
にんじん	碧南市 13,100	西尾市 2,550	八開村 1,710	豊川市 732	春日町 698	一宮町 695	稲沢市 425	安城市 409	祖父江町 403	大府市 384
なし	豊田市 2,010	豊橋市 1,800	安城市 1,400	三好町 762	西尾市 572	吉良町 480	幸田町 403	一宮町 271	大府市 191	刈谷市 107
いちじく	安城市 1,120	碧南市 734	常滑市 408	東海市 297	御津町 284	吉良町 215	豊橋市 164	知多市 159	美浜町 151	南知多町 144
カーネーション	一色町 20,800	西尾市 10,100	吉良町 8,110	田原町 6,400	武豊町 4,210	碧南市 4,120	豊橋市 3,300	常滑市 3,000	半田市 2,150	知多市 1,800
洋らん (鉢)	西尾市 1,710	東海市 788	南知多町 680	豊橋市 613	安城市 497	渥美町 488	一色町 350	吉良町 280	碧南市 208	知多市 184

米、小麦、大豆は収穫量(t)、その他は出荷量(t)、カーネーションは千本、洋らんは千鉢（農林水産統計）

第3章 食と緑に関する重点的取り組み

県が実施する施策体系の下に、西三河地域の特性を踏まえた11の項目について、「食と緑に関する重点的取り組み」としました。

1 食料等の生産活動及び森林等の多面的機能についての県民の理解と活動の促進

- 消費者と生産者の交流
- ① 西三河いいともあいち運動を推進します
～地産地消の新たな展開をめざして～
 - ② 食と緑を活用した産地直売を支援します
～都市と農山漁村との交流促進のために～

2 安全で良質な食料等の持続的な生産と供給の確保

- | | |
|----------------|--|
| 担い手の育成 | ③ 優れた経営体の育成を図ります
～次代の担い手の育成・確保のために～ |
| 農地の確保 | ④ 農地・森林の有効活用を図ります
～優良農地の確保と森林を守るために～ |
| 生産の振興
稲麦大豆作 | ⑤ 低コストで高品質な稲・麦・大豆作を推進します
～大規模生産体制の確立のために～ |
| 施設園芸 | ⑥ 施設園芸でのハイテク農業を推進します
～栽培技術の高度化をめざして～ |
| 安全の確保 | ⑦ 環境保全型農業を推進します
～信頼性の高い産地づくりをめざして～ |
| 流通の促進 | ⑧ 生産者と実需者との連携活動を支援します
～地域内流通の促進のために～ |

3 森林・農地及び漁場の適正な保全

- | | |
|-------|--|
| 森林の保全 | ⑨ 三河材の認証制度を推進します
～森林づくり・木づかい（三河材利用）のために～ |
| 農地の保全 | ⑩ 農業水利施設の多機能化を図ります
～災害に強く、水と親しめる環境の創造をめざして～ |
| 漁場の保全 | ⑪ 干潟造成により有用貝類の漁場を保全します
～青く豊かな三河湾の再生のために～ |

4 農山漁村における定住の促進

① 西三河地域いいともあいち運動を推進します
～地産地消の新たな展開をめざして～

***現状と課題**

- 食の安全・安心に対する消費者の意識が高まり、地産地消への関心も強まっています。このため、これまで以上に生産者と消費者等の協働を基本にした地産地消の取り組みを強化する必要があります。
- 西三河地域は、農産物から水産物まで豊かな産物に恵まれており、産地と消費地が近いこともあって、現在県内で展開している「いいともあいち運動」を、地域のものを地域で売る（消費する）、より地域に密着した運動として展開することが求められています。
- これまで西三河地域において行われている様々な地産地消に関する取り組みを、“西三河いいともあいち”の名のもとに協働・連携を図り、より消費者ニーズに即した地産地消の運動を展開します。

***目標項目及び目標値**

- いいともあいちネットワーク会員、推進店の拡大

	現況 (2004年度)	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	目標 2010年度
ネット 会員	(51会員)	55会員	59会員	62会員	65会員	————→	65会員
推進店	(40店)	43店	54店	60店	65店	————→	65店

- 西三河地域いいともあいち運動の展開
いいともあいち運動を推進するなかで、特に西三河地域の地産地消をアピールする「西三河地域いいともあいち運動」を展開する。
 - ・統一テーマ 「新鮮！ 西三河の農林水産物」
 - ・統一用語 「地域みんなで、地産地消を進めましょう」

***目標を達成するための手段・方法**

- 運動の統一テーマ、統一用語を用いた啓発資材（ステッカー、のぼり）を作成し、推進店に貸与し地域運動の啓発に努める。
- 市町、JA等の各種行事・イベント案内に、シンボルマークや統一テーマ、統一用語を入れるなどして広報に努める。
- 協調月間等の設定による重点的・集中的な啓発活動を行う。
- 管内JAによる地元農産物の地産地消運動との連携を図る。
- 販売店・生産者・消費者による情報の交流の場づくり。

② 食と緑を活用した産地直売を支援します
～都市と農山漁村との交流促進のために～

***現状と課題**

- 当地域には、岡崎市（おかざき農遊館）碧南市（あおいパーク）安城市（デンパーク）西尾市（憩いの農園）始め、各地に食と緑を活用したふれあい交流施設があり、最近では刈谷ハイウェイオアシスのような新しいタイプの交流の場もでき、大変賑わっています。
- これらの産地直売施設は、地産地消運動を「いいともあいち」の名のもとに展開していくうえの拠点施設であり、消費者と生産者の「顔の見える関係」づくりの場としての機能が求められています。
- 農山漁村には、自然が生み出す農林水産物や美しい景観が豊富にあり、それらの食と緑を活用した都市と農山漁村の新しい交流の場づくりを推進するため、モデルとなる地区を対象として、交流拠点施設や地域資源の調査を行うとともに、必要な施設整備等に対して支援する必要があります。

***目標項目及び目標値**

- モデル的な地域づくりの取り組みに対する支援 1 地区
- 産地直売施設等での「いいともあいち運動」による地産地消の推進
- 産地直売施設等を利用した都市と農産漁村の交流の場づくり
(参考) 主な産地直売施設の利用者 (2004 年)

おかざき農遊館	913 千人	西尾市憩いの農園	381 千人
ふれあいドーム岡崎	709	一色さかな広場	839
あおいパーク	1,087	幸田町憩いの農園	613
デンパーク	491		

- 農山漁村の風景・文化等のデータ登録

2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	目標 2010 年度
—	4 1 件			▶	4 1 件

- 観光ルートの開発

2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	目標 2010 年度
—	1 ルート	2 ルート	3 ルート	4 ルート	5 ルート

***目標を達成するための手段・方法**

- 食と緑を活用したモデル地区の選定、地域資源等の調査、施設整備等の支援。
- いいともあいち運動との連携を図り、啓発資材等や産地直売施設・ふれあい施設のマップを配布するなど啓発活動に努める。
- 産地直売施設の年間の活動内容を把握し、農業まつり、交流イベント等の開催については、県のホームページに掲載するなど広報に努める。
- 地域で自慢できる農山漁村の風景・文化等を推薦してもらい、選定する。
- 食と緑の観光資源への活用について、関係者の検討の場を設ける。

③ 優れた経営体の育成を図ります
～次代の担い手の育成・確保のために～

***現状と課題**

- 管内の農林漁業の就業者数は年々減少しており、高齢化が進行しています。今後の農林漁業の維持・発展には次代の農林漁業者を育成・確保することが必要不可欠となっています。
- 意欲的な農業者の経営改善を積極的に支援する認定農業者制度による認定農業者数は、当地域では順調に推移しているものの、今後とも認定農業者の確保と、認定農業者の規模拡大や経営改善を支援する必要があります。
また新規農業就業者を含めた管内の農業者を、経営感覚に優れた担い手（企業的経営体・家族経営体）として育成することが重要となっています。
- 農業・農村における男女共同参画社会を推進するために、農村女性や若者が、その能力を十分発揮できる家族経営協定の推進も求められています。

***目標項目及び目標値**

- 認定農業者数

現況 (2004年度)	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	目標 2010年度
(657人)	727人	827人	977人	1,127人	1,277人	1,428人

- 新規農業就業者の確保

現況 (2004年度)	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	目標 2010年度
(年22人)	年41人	年41人	年41人	年41人	年41人	年41人

- 家族経営協定の締結

現況 (2004年度)	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	目標 2010年度
(107件)	122件	132件	142件	151件	160件	166件

***目標を達成するための手段・方法**

- 認定農業者制度の啓発のための講習会の開催や経営改善計画の作成について支援する。
- 企業的経営体、家族経営体を育成・支援するため経営改善計画実践の支援、経営上のルールづくりなどを指導する。
- 就農計画認定制度の活用等による新規就農者育成のため、農業高校・農業大学校との連携会議等を開催する。
- 農村女性のリーダーとしての農村生活アドバイザーを育成・支援する。

④ 農地・森林の有効活用を図ります
～優良農地の確保と森林を守るために～

***現状と課題**

- 稲作などの土地利用型農業では、経営基盤の強化を図るため、大規模経営体を中心とする担い手への農地の利用集積を一層進めていくことが大切です。
- 市町村、農業委員会や農業協同組合がそれぞれ行ってきた農地の出し手と受け手の利用調整を一体化し、効果的、機能的に農地の有効活用を図る、農地有効活用システムの構築に対して支援します。
- また、農業従事者の高齢化や離農などにより、耕作放棄地が増加している中山間地域では「中山間地域等直接支払制度」の活用により、農地の適正利用を推進します。
- 森林所有者の高齢化や不在村化を背景として、間伐等の森林施業が十分に行われていないため、その多面的機能が発揮できない森林があります。こうした森林に対して、所有者等が行う森林の手入れを進める「森林整備地域活動支援交付金制度」を活用し、森林整備の推進を図ります。

***目標項目及び目標値**

- 農地の流動化面積

現況 (2004年度)	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	目標 2010年度
(3,894ha)	4,500ha	4,850ha	5,150ha	5,450ha	5,750ha	6,050ha

- 耕作放棄地の解消

現況 (2004年度)	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	目標 2010年度
(一)	15 ha	35 ha	55 ha	75 ha	95 ha	115 ha

- 直接支払制度の対象面積

現況 (2004年度)	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	目標 2010年度
(80.5ha)	80.5ha	_____	_____	_____	_____▶	80.5ha

- 森林整備地域活動実施協定を締結している施業計画面積

現況 (2004年度)	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	目標 2010年度
(991ha)	1,150ha	_____	_____	_____	_____▶	1,150ha

***目標を達成するための手段・方法**

- 農地有効活用システムの構築に対して支援する。
- 耕作放棄地を含めた農地の新たな担い手としての法人の設立を支援する。
- 耕作放棄地の市民農園、景観形成作物栽培等への活用を図る。
- 森林整備地域活動実施協定締結者の地域活動を啓発する。

⑤ 低コストで高品質な稲・麦・大豆作を推進します
～大規模生産体制の確立のために～

***現状と課題**

- 当地域は、大区画でパイプライン化された優良な水田が広がり、全国的にも注目される大規模な稲・麦・大豆作が展開されています。
米価が低迷するなど厳しい環境にあるなか、経営の安定を図るためには消費の拡大に加え、消費者・実需者ニーズに応え得る生産体制の確立と、さらなるコスト低減・省力化が求められています。
- 営農労力の削減による生産性の向上を図るため、農地の大規模化を推進するとともに、水稲不耕起V溝直播栽培や無人ヘリコプターによる病害虫防除の利用拡大を通じて、一層の低コスト化・省力化を推進します。
- また稲・麦・大豆は、高品質生産が産地の条件となっており、施肥技術の改善による米の品質、食味の向上、小麦のタンパク質含量の増加等の品質向上と併せて、優良種子の増産、種子更新率の向上が求められています。

***目標項目及び目標値**

- 30a区画以上の水田整備

現況 (2004年度)	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	目標 2010年度
(一)	27 ha	83 ha	114 ha	141 ha	160 ha	173 ha

- 水稲不耕起V溝直播栽培の拡大

2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	目標 2010年度
576 ha	800 ha	1,120 ha	1,440 ha	1,800 ha	2,200 ha

- 無人ヘリコプターの利用拡大

2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	目標 2010年度
延 4,880 ha	延 5,120 ha	延 5,340 ha	延 5,560 ha	延 5,780 ha	延 6,000 ha

- 種子更新率の向上

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	目標 2010年度
稲	54%	61%	67%	73%	79%	85%
麦	85%	87%	90%	93%	96%	100%
大豆	42%	44%	46%	48%	49%	50%

***目標を達成するための手段・方法**

- V溝直播栽培、無人ヘリコプター利用農地の拡大のため、農地の利用集積や作業委託等を啓発、指導する。
- 冬季代かき代替技術である浅耕鎮圧技術の普及を図る。
- V溝直播播種機・無人ヘリコプター導入を支援する。
- 高品質な稲・麦・大豆生産のための種子更新の必要性等を啓発する。

⑥ 施設園芸でのハイテク農業を推進します
～栽培技術の高度化をめざして～

***現状と課題**

- 当地域は、いちご、きゅうり、なす等の野菜や、カーネーション、ばら、観葉植物等の花き栽培を主体とした施設園芸が盛んですが、今後の一層の発展を図るためには、栽培技術のIT化や高度化による低コストで高品質な農産物を生産する必要があります。
- 施設園芸におけるIT化や高度自動化技術は、施設内の温度、かん水、肥料の自動濃度調節・施用などコストや労働力軽減に欠かせない技術です。いちごの高設栽培管理技術や野菜、花きにおける養液土耕栽培技術などの普及を進めるとともに、低コストハウス等効率の良い生産施設と組み合わせ、高品質生産を推進します。
- また、県民が良質で安全な農産物を消費できる環境づくりをめざして、生産履歴などの情報を提供できるよう、生産情報のデータベース化を図ります。

***目標項目及び目標値**

- いちごの高設栽培管理技術の普及

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	目標 2010年度
	109 戸	112 戸	114 戸	116 戸	118 戸	120 戸

- 野菜と花きにおける養液土耕栽培技術の普及

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	目標 2010年度
	37 戸	42 戸	46 戸	49 戸	56 戸	63 戸

- J A野菜生産部会員の生産履歴情報のデータベース化

現況 (2004年度)	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	目標 2010年度
(一)	77 %	82 %	86 %	90 %	95 %	100 %

***目標を達成するための手段・方法**

- 高設栽培、養液土耕栽培技術等の導入の利点を理解させる現地指導会、研究会等を開催する。
- 高設栽培導入農家をグループ化し、栽培技術や情報交換等の勉強会を定期的に行う。
- 生産履歴管理システムの運用（愛知経済連）を支援する。

⑦ 環境保全型農業を推進します

～信頼性の高い産地づくりをめざして～

***現状と課題**

- 食の安全・安心を確保し消費者から信頼される産地づくりを目指して、環境にも配慮した生産と農産物の安全性を確保するため、農薬を始めとした化学物質などが法令等で定められた基準値を超えない、安全な農産物の生産を進めていく必要があります。
- 県では、県の農産物環境安全推進マニュアルを策定し、品目や作型等の産地の実情に応じた地域マニュアルの導入を推進します。
また環境保全型農業生産のため、有機質資材による土壌改善技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術の普及を推進します。
- 産地では、「エコファーマー（持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画を知事が認定した農業者）」や「いきいき愛知（JAあいち経済連の認証制度）」への取り組みなど、環境と調和のとれた農業の推進に取り組んでいます。食の安心・安全に対する消費者の信頼を確立するためには、こうした取り組みの強化と消費者へのアピールが求められています。

***目標項目及び目標値**

- 農産物環境安全推進マニュアルの導入

2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	目標 2010年度
—	—	1産地	3産地	4産地	5産地

- エコファーマーの認定数

現況 (2004年度)	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	目標 2010年度
(172人)	304人	369人	434人	499人	564人	631人

***目標を達成するための手段・方法**

- 品目や作型ごとに農産物環境安全推進マニュアルを策定するとともに、普及推進するための講習会を開催する。
- 安全・安心をアピールし、エコファーマーへの誘導を指導する。
- 経済連の「いきいき愛知」の取り組みを支援する。
- 実証展示などにより環境保全型農業技術の開発・普及に努める。
- 農薬の適正使用に関する指導、啓発を進める。

⑧ 生産者と実需者との連携活動を支援します
～地域内流通の促進のために～

***現状と課題**

- 当地域は県内最大の麦・大豆主産地として、実需者から麦については品質向上対策や需要にあった品種の栽培等が強く求められ、また大豆についても消費者の健康・安全志向の高まりにより国産大豆の安定供給が求められるなど、より実需者ニーズに即した生産が求められています。
- 麦大豆生産者・実需者による情報交換・地産地消への連携活動が進められるなかで、より積極的な活動展開を図るため、平成16年5月にJAあいち中央営農部会とあいち中央農協及び麦大豆実需者で構成される協力会「一粒の会」が設立され、あいち中央農協管内で生産された麦大豆による加工品（めん、豆腐、菓子、豆乳）が作られるようになりました。
- 地産地消の裾野を広げる生産者と実需者による地域内流通として、他の農林水産物にあっても多様な利用（漬物、菓子や飲料類等）が考えられ、地産地消特産品づくりも視野にいたった積極的な取り組みが期待されています。

***目標項目及び目標値**

- 産地と実需者との意見交換会の開催 随時
- 特産品・加工品の開発

2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	目標 2010年度
1品目	→	2品目	→	4品目	6品目

***目標を達成するための手段・方法**

- 実需者ニーズによる品種（例：納豆用小粒大豆など）の検討など意見交換会に参加する。
- 実需者ニーズに応える契約栽培の推進を支援する。
- 先駆的取り組みとしての「一粒の会」の活動を支援する。
- 農林水産加工品への地元農林水産物の利用促進とその広報宣伝に努める。
- 地産地消特産品づくりの開発促進を図る。

⑨ 三河材の認証制度を推進します
 ～森林づくり・木づかい（三河材利用）のために～

***現状と課題**

- 当地域の森林は、柱材を中心とした優良な三河材を供給しています。
 三河材を積極的に利用することは、持続可能な地域の森林づくりにつながり、地球温暖化防止や循環型社会の形成に貢献すると期待されており、県内でも、近くの山の木を使いたい、木を使うことを通して森林の整備に寄与したいという消費者や、県外にもアピールしたいといった生産者等の様々な声を受け、「三河材」を分かりやすく提供することが求められています。
- 平成16年6月に額田町、額田町森林組合、額田町木材製材業組合、額田町林業クラブ等からなる認定委員会が、額田町内で伐採又は伐採・加工された丸太、製材品を対象に認定を与える、「三河材（額田産）認定」が運用開始されました。

***目標項目及び目標値**

- 三河材の認証制度の取り組みを進め、消費者に三河材であることが分かるよう供給することにより、三河材の利用促進と、森林づくり・木づかいを促進する。
- 三河材の利用量（原木市場出荷）

現況 (2004年度)	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	目標 2010年度
(年 2,800 m ³)	年 3,000 m ³	年 3,200 m ³	年 3,400 m ³	年 3,600 m ³	年 3,800 m ³	年 4,000 m ³



三河材（額田産）認定シール



認証材を使用した家づくり（岡崎市内）

***目標を達成するための手段・方法**

- 三河材（額田産）認定シール等により認証制度の普及を推進する。
- 認証材を使用した家屋等の広報宣伝に努める。
- 森林の多面的機能が発揮できるよう、間伐等の適切な森林の管理を指導する。

⑩ 農業水利施設の多機能化を図ります

～災害に強く、水と親しめる環境の創造をめざして～

*現状と課題

- 当地域は、矢作川水系を水源として明治用水や新矢作川用水など、数多くの基幹的農業水利施設がパイプライン化されたことに伴い、水路敷地の上部が親水空間として整備され、近隣住民の憩いの場として利活用されています。また、貯水機能を有しているため池や排水機場は、農地や周辺集落を自然災害から守る重要な役割を担っています。
- 大規模なため池は、下流に多くの住宅や農地を抱えており、地震による甚大な被害を未然に防止するため、耐震診断を行い必要な対策を実施します。
- 農業水利施設が本来持っている貯水機能や親水機能に加えて、地震等の緊急時に利活用できるよう、農業水利施設の多機能化を進め、災害に強く、水と親しめる環境の創造をめざします。

*目標項目及び目標値

- ため池や排水機場の整備

現況 (2004年度)	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	目標 2010年度
(ー)	2 か所	5 か所	7 か所	8 か所	11 か所	13 か所

- ため池や水路の環境整備

現況 (2004年度)	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	目標 2010年度
(ー)	1 か所	3 か所	→	→	4 か所	4 か所

- ため池の耐震診断

現況 (2004年度)	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	目標 2010年度
(ー)	2 か所	3 か所	→	→	→	3 か所

- ため池や水路の利活用に対する支援

現況 (2004年度)	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	目標 2010年度
(ー)	1 地区	2 地区	3 地区	4 地区	5 地区	6 地区

*目標を達成するための手段・方法

- ため池や排水機場の役割についての理解促進を図る。
- ため池や水路の多面的機能についての啓蒙普及を図る。
- ため池等を緊急時に利活用する方法についての広報活動を行う。
- 市町の各部局が保有している防災計画等との整合を図る。
- 市町と施設管理者（土地改良区等）との水利調整等に協力する。

⑪ 干潟造成により有用貝類の漁場を保全します
～青く豊かな三河湾の再生のために～

***現状と課題**

- 古くから有用魚介類の宝庫として知られる三河湾も、水質等の環境悪化に伴い、漁業生産や海のレクリエーション活動に大きな影響を及ぼしているため、三河湾の海域浄化が求められています。
- 三河湾は有用貝類などの成育場であり、天然干潟の保全と併せて人工干潟を造成する必要があり、平成12年度から管内漁業協同組合の共同漁業権漁場内に干潟・浅場の造成事業を実施してきましたが、漁場生産力の回復と浄化機能の向上を図るため、引き続き実施していく必要があります。
- また干潟造成に必要な良質な砂の入手が困難となっているため、造成材としての利用の可能性が高い鉄鋼スラグについて、浚渫土砂と効果的に混合する手法の開発と、鉄鋼スラグを活用した干潟造成の実証事業にも取り組みます。

***目標項目及び目標値**

- 干潟・浅場造成事業による干潟造成

現況 (2004年度)	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	目標 2010年度
(一)	2 ha	7 ha	12 ha	17 ha	22 ha	27 ha

(注) 上記計画は三河湾(第1種共同漁業権漁場区域内)における造成目標数値。

***目標を達成するための手段・方法**

- 「干潟・浅場造成事業計画」による計画的な実施を図る。
- 干潟造成に不可欠な土砂の確保に努める。
- 干潟造成材としての鉄鋼スラグを利用する手法の開発を進める。
- 実証干潟での有用貝類の成育に関する有効性を実証する。



水質浄化機能に優れ、多様な水生生物の宝庫 干潟(幡豆郡吉田地先)

第4章 各施策の目標

1 食料等の生産活動及び森林等の多面的機能についての県民の理解と活動の促進

大項目	中項目	小項目	数値目標等	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	推進上の留意事項	目標達成のための手段	関係課
情報の交流	森林水産情報の交換促進	小中学校等ににおける森林経営学習の受講者	年500人	年500人	年500人	年500人	年500人	年500人	年500人	○教育関係機関との調整、学習フィールドとしての森林場所を拡大する	○森林環境教育指導者との情報交換及び相互交流を推進し、森林環境学習の受講意欲の向上を図る	林務課
	食生活に関する知識の普及啓発	総合水産流通開業イベントの開催 栄養成分表示店の指定拡大	(-) (3,000件)	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	—— ——	○本庁担当課との連携を図りつつ推進する ○飲食店等研修会・普及啓発講習会を開催し普及啓発を行う	西三河・知立建設事務所 保健所
ふれあいの場づくり	ふれあいの場づくり	「農・山・漁の幸づくりに」(産北ルート)の開発 観光農園、農山漁村の自然、風土、人、食、文化等のテーマを登録	5ルート 41件	1ルート 41件	1ルート 41件	2ルート 41件	3ルート 41件	4ルート 41件	5ルート 41件	●第3章重点的取り組み ② 食と緑を活用した産地直売を支援します(P16)参照 ●第3章重点的取り組み ② 食と緑を活用した産地直売を支援します(P16)参照	●第3章重点的取り組み ② 食と緑を活用した産地直売を支援します(P16)参照 ●第3章重点的取り組み ② 食と緑を活用した産地直売を支援します(P16)参照	農政課 農政課
	花と緑のある暮らしづくりの推進	花と緑のある暮らしづくりの推進	17,000㎡ 年168校	○ 年15校	○ 年15校	○ 年16校	○ 年16校	○ 年16校	○ 年16校	○ 年16校	○本庁担当課、市町との連携を図りつつ推進する ○小中学校への花壇コンクール参加に関する啓発活動の継続的実施 ○町町教育委員会と連携して、コンクールの周知、参加意欲の向上を図る	○本庁担当課、市町との連携を図りつつ推進する
県民活動の促進	消費者等の協働活動の推進	消費者等ネットワークの拡大	68会員	55会員	59会員	62会員	69会員	69会員	69会員	●第3章重点的取り組み ① 西三河いともあいち運動を推進します(P15)参照	●第3章重点的取り組み ① 西三河いともあいち運動を推進します(P15)参照	林務課 農政課
	協賛住民一体による食と緑を活用した地域づくり	「豊か万博」を記念した食と緑の活動支援 モデル的な地域づくりの取り組み 「豊か万博」の育成	4グループ 1地区	1グループ 1地区	1グループ 1地区	2グループ 1地区	3グループ 1地区	4グループ 1地区	4グループ 1地区	●第3章重点的取り組み ② 食と緑を活用した産地直売を支援します(P16)参照 ○広道者のネットワーク化を推進する ○伝道者の啓蒙活動 ○関係機関との連携(活躍場面創出)を図りつつ推進する	○MPO発布プロジェクトと森林所有者の連絡調整を図り、各グループと歩調を合わせた推進を図る ●第3章重点的取り組み ② 食と緑を活用した産地直売を支援します(P16)参照	林務課 農政課 普及課
水産活動の促進	水産活動の促進	水産体験活動推進者の育成	(10人)	○	○	○	○	○	○	○本庁担当課との連携を図りつつ推進する	○本庁担当課との連携を図りつつ推進する	水産課
	漁業関係者への支援	漁業関係者への支援	年2,000人 (農林水産関係)(年75,000人) (建設部関係)	年1回 年7ヵ所	年1回 年7ヵ所	年1回 年7ヵ所	年1回 年7ヵ所	年1回 年7ヵ所	年1回 年7ヵ所	○森林所有者、木材業、大工、工務店、消費者の地域木材使用に對する意識高揚を図る ○漁業者と県民とが、海と川の清浄活動を通じて交流を図り、漁場環境改善を図る	○関係行政機関等と連携を密にし、利用促進と普及啓発を図る	林務課 水産課

2 安全で良質な食料等の持続的な生産と供給の確保

大項目	中項目	小項目	数値目標等	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	推進上の留意事項	目標達成のための手段	関係課		
食品の安全管理の推進	農産物の生産・流通の安全確保	農産物の生産・流通の安全確保	農産物の生産・流通の安全確保	年4,150人	年4,150人	年4,150人	年4,150人	年4,150人	年4,150人	○食衛向農産物生産管理基準の遵守について指導する	○食衛向農産物改善指導を実施する	農三河支庁保健衛生所		
		農産物の生産・流通の安全確保	農産物の生産・流通の安全確保	年4,150人	年4,150人	年4,150人	年4,150人	年4,150人	年4,150人	○栽培技術研修会と同時開催	○現地研究会等各種研究会の開催	普及課		
		農産物の生産・流通の安全確保	農産物の生産・流通の安全確保	5産地	—	1産地	3産地	4産地	5産地	5産地	●第3章重点的取り組み ⑦ 環境保全型農業を推進します(P21)参照	●第3章重点的取り組み ⑦ 環境保全型農業を推進します(P21)参照	普及課	
		農産物の生産・流通の安全確保	農産物の生産・流通の安全確保	(3品目)	—	—	—	—	—	—	—	○本庁担当課との連携を図りつつ推進する	農政課	
		農産物の生産・流通の安全確保	農産物の生産・流通の安全確保	100%	77%	82%	80%	85%	100%	100%	●第3章重点的取り組み ⑥ 施設園芸でのハイテク農業を推進します(P20)参照	●第3章重点的取り組み ⑥ 施設園芸でのハイテク農業を推進します(P20)参照	農政課	
		農産物の生産・流通の安全確保	農産物の生産・流通の安全確保	104戸舗	104戸舗	—	—	—	—	—	○JAS法の普及・徹底による食品の安全管理を推進する	○品質表示基準等遵守状況調査要領に基づく適正な調査の実施 ○調査結果に基づく、店舗へのJAS法遵守指導	農政課	
		農産物の生産・流通の安全確保	農産物の生産・流通の安全確保	年20名	年20名	年20名	年20名	年20名	年20名	年20名	○JAS法の普及・徹底による食品の安全管理を推進する	○要項取組食品表示チェックシート設置要領に基づく、店舗へのJAS法遵守指導	農政課	
		農産物の生産・流通の安全確保	農産物の生産・流通の安全確保	(年5回)	—	—	—	—	—	—	—	○本庁担当課・水産試験場との連携を図りつつ推進する	○本庁担当課・水産試験場との連携を図りつつ推進する	水産課
		農産物の生産・流通の安全確保	農産物の生産・流通の安全確保	40%	25%	—	40%	—	—	—	○増頭意欲の強い高齢農家を中心に普及を図る	○市町と連携し、高齢農家に対し補助事業、制度資金の活用等を啓発指導する	農政課	
		食品の安全管理の推進	加工食品の生産・流通の安全確保	加工食品の生産・流通の安全確保	加工食品の生産・流通の安全確保	(3品目)	—	—	—	—	—	—	○本庁担当課との連携を図りつつ推進する	農政課
加工食品の生産・流通の安全確保	加工食品の生産・流通の安全確保			100%	77%	82%	80%	85%	100%	●第3章重点的取り組み ⑥ 施設園芸でのハイテク農業を推進します(P20)参照	●第3章重点的取り組み ⑥ 施設園芸でのハイテク農業を推進します(P20)参照	農政課 普及課		
加工食品の生産・流通の安全確保	加工食品の生産・流通の安全確保			[120戸]	106戸	112戸	114戸	118戸	120戸	120戸	●第3章重点的取り組み ⑥ 施設園芸でのハイテク農業を推進します(P20)参照	●第3章重点的取り組み ⑥ 施設園芸でのハイテク農業を推進します(P20)参照	普及課	
加工食品の生産・流通の安全確保	加工食品の生産・流通の安全確保			[63戸]	37戸	42戸	46戸	49戸	56戸	63戸	●第3章重点的取り組み ⑥ 施設園芸でのハイテク農業を推進します(P20)参照	●第3章重点的取り組み ⑥ 施設園芸でのハイテク農業を推進します(P20)参照	普及課	
加工食品の生産・流通の安全確保	加工食品の生産・流通の安全確保			85%	54%	61%	67%	73%	79%	85%	●第3章重点的取り組み ⑤ 低コストで高品質な畜・麦・大豆作を推進します(P19)参照	●第3章重点的取り組み ⑤ 低コストで高品質な畜・麦・大豆作を推進します(P19)参照	農政課 普及課	
加工食品の生産・流通の安全確保	加工食品の生産・流通の安全確保			100%	85%	87%	90%	93%	96%	100%	●第3章重点的取り組み ⑤ 低コストで高品質な畜・麦・大豆作を推進します(P19)参照	●第3章重点的取り組み ⑤ 低コストで高品質な畜・麦・大豆作を推進します(P19)参照	農政課 普及課	
加工食品の生産・流通の安全確保	加工食品の生産・流通の安全確保			50%	42%	44%	46%	48%	49%	50%	●第3章重点的取り組み ⑤ 低コストで高品質な畜・麦・大豆作を推進します(P19)参照	●第3章重点的取り組み ⑤ 低コストで高品質な畜・麦・大豆作を推進します(P19)参照	農政課 普及課	
加工食品の生産・流通の安全確保	加工食品の生産・流通の安全確保			8,900kg / 頭	8,400kg / 頭	8,500kg / 頭	8,600kg / 頭	8,700kg / 頭	8,800kg / 頭	8,900kg / 頭	○関係団体、関係機関との連携を密に推進する	○乳用牛検定事業への参加を推進する	農政課	
加工食品の生産・流通の安全確保	加工食品の生産・流通の安全確保			78%	68%	70%	71%	72%	74%	76%	○関係団体、関係機関との連携を密に推進する	○研修会の開催等により定期的に正確な情報を提供する	農政課	

大項目	中項目	小項目	数値目標等	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	推進上の留意事項	目標達成のための手段	関係課	
品質や生産性を高めるための技術的改善とIT化普及の推進	農林水産業の技術的改善	普及情報ネットワークの構築	(年50万件)	○					▲	—	○本庁担当課との連携を図りつつ推進する	普及課 林務課 水産課	
		技術等の普及推進											
		(農業・普及事業)	年90	年90	年90	年90	年90	年90	年90	年90	○地域の特長に応じた普及活動を計画的に実施する	○年度計画作成、中間評価、年度評価の実施	普及課
		(林業・重点普及事業)	年15	年15	年15	年15	年15	年15	年15	年15	○試験研究機関との連携を図る	○年度計画作成、中間評価、年度評価の実施	林務課
本庁等の生産者への技術的支援	農業の生産者の技術的支援	(水産・重点普及事業)	年4	年4	年4	年4	年4	年4	年4	○地域の特長に応じた普及活動を計画的に実施する	○年度計画作成、中間評価、年度評価の実施	水産課	
		30a区画以上の水田整備	173ha	83ha	114ha	141ha	160ha	173ha	173ha	173ha	●第3章重点的取り組み ⑤ 低コストで高品質な稲・麦・大豆作を推進します(P19)参照	建設課	
		水産不耕田の整備	[2,200ha]	800ha	1,120ha	1,400ha	1,800ha	2,200ha	2,200ha	2,200ha	●第3章重点的取り組み ⑤ 低コストで高品質な稲・麦・大豆作を推進します(P19)参照	普及課	
		無人ヘリコプターの利用	[延6,000ha]	延4,880ha	延5,340ha	延5,600ha	延5,780ha	延6,000ha	延6,000ha	延6,000ha	●第3章重点的取り組み ⑤ 低コストで高品質な稲・麦・大豆作を推進します(P19)参照	普及課	
林業の生産者の技術的支援	林業の生産者の技術的支援	林業不耕田の整備	(40台)	○					▲	—	○本庁担当課との連携を図りつつ推進する	林務課	
		林道の整備	15km	4.8km	7.2km	9.8km	12.4km	15km	15km	15km	○間伐など適正な森林経営が促進され、地域の生活道としての役割も果たせるよう、効率的な計画とする	○林道の状況条件に応じて、県営(代行)、補助事業により計画的に推進する	林務課
		管理設備の整備	(8カ所)	○					▲	▲	○本庁担当課との連携を図りつつ推進する	西三河建設事務所	
		集水・増水場の整備	(年2カ所)	○					▲	▲	○本庁担当課との連携を図りつつ推進する	水産課	
黒ひもあいち等の消費拡大の促進	消費等への消費拡大の促進	消費等への消費拡大の促進	65会員	55会員	62会員	65会員	65会員	65会員	65会員	●第3章重点的取り組み ① 西三河いともあいち運動を推進します(P15)参照	○有政、生産者、流通と一体となり、産地化や販売促進のPRを推進する	農政課	
		ブランド化の推進	2品種	1品種	2品種	—	—	—	—	—	○流通業者、消費の意向に留意しながら推進を図る	○産地直売施設、ふれあい施設のマップ作成、配布による広報	農政課
		産地直売施設の設置	64万人	64万人	—	—	—	—	—	—	○農山漁村の風景・文化等の登録、観光ルートの開発	○農山漁村の風景・文化等の登録、観光ルートの開発	農政課
		特産品・加工品の消費促進	6品目	1品目	2品目	—	4品目	6品目	6品目	6品目	●第3章重点的取り組み ⑧ 生産者と実需者との連携活動を支援します(P22)参照	○行政、生産者、流通と一体となり、産地化や販売促進のPRを推進する	普及課
三河村の認証制度の整備	三河村の認証制度の整備	三河村の認証制度の整備	65店	43店	60店	65店	65店	65店	65店	●第3章重点的取り組み ① 西三河いともあいち運動を推進します(P15)参照	○産地直売施設、ふれあい施設のマップ作成、配布による広報	農政課	
		三河村の認証制度の整備	(一)	—	—	—	—	—	—	—	●第3章重点的取り組み ④ 三河村の認証制度を推進します(P23)参照	○農山漁村の風景・文化等の登録、観光ルートの開発	林務課
		三河村の認証制度の整備	—	—	—	—	—	—	—	—	●第3章重点的取り組み ⑥ 三河村の認証制度を推進します(P23)参照	○産地直売施設、ふれあい施設のマップ作成、配布による広報	林務課
		三河村の認証制度の整備	—	—	—	—	—	—	—	—	●第3章重点的取り組み ⑥ 三河村の認証制度を推進します(P23)参照	○産地直売施設、ふれあい施設のマップ作成、配布による広報	林務課

大項目	中項目	小項目	数値目標等	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	推進上の留意事項	目標達成のための手段	関係課	
産出物の流通体制の整備	業務用産出物の販路拡大	加工用野菜採約取引地の拡大	4産地	1産地	2産地	3産地	4産地	—	—	○産地の長期計画の中への位置付けと加工業者の要望を踏まえて、契約取引の拡大を推進する	○高品質産物の購入による選別機能の向上により、契約取引の拡大を推進する	農政課	
		輸出品目	(5品目)	—	—	—	—	—	—	—	○本庁担当課との連携を図りつつ推進する	農政課	
	市場流通の効率化の推進	9市場	18市場	16市場	14市場	12市場	10市場	9市場	9市場	○県の整備計画に沿った推進を図るとともに、市場の意向を聴取し再編への誘導を図る	○市場開設者、職員への研修、市場検査時での意向聴取を実施し、合併、統合等の再編整備を図る	農政課	
		1産地	1産地	—	—	—	—	—	—	○産地の拡大はないが、現行産地の切り花の品質向上、草の除去を推進する	○関係各課、流通業者、生産組織が一体となり、輸送方法の改善を図る	農政課	
	担い手の育成の推進	新規就業者の確保	年41人	年41人	年41人	年41人	年41人	年41人	年41人	年41人	●第3章重点的取り組み ③ 優れた経営体の育成を図ります(P17)参照	●第3章重点的取り組み ③ 優れた経営体の育成を図ります(P17)参照	普及課
		新規林業就業者の確保	(年30人)	—	—	—	—	—	—	—	—	○本庁担当課との連携を図りつつ推進する	林務課
		新規漁業就業者の確保	(年30人)	—	—	—	—	—	—	—	—	○本庁担当課との連携を図りつつ推進する	水産課
		経営体の育成	1,428人	727人	827人	1,127人	1,277人	1,428人	1,428人	1,428人	●第3章重点的取り組み ③ 優れた経営体の育成を図ります(P17)参照	●第3章重点的取り組み ③ 優れた経営体の育成を図ります(P17)参照	農政課 普及課
	互恵組織の育成強化	女性や高齢者への能力開発	168件	122件	132件	142件	160件	168件	168件	168件	●第3章重点的取り組み ③ 優れた経営体の育成を図ります(P17)参照	●第3章重点的取り組み ③ 優れた経営体の育成を図ります(P17)参照	普及課
		価格安定制度加入者(野菜)	73%	71%	—	72%	—	73%	73%	73%	○特産物の付加価値化、農家所得の増大、女性の能力発掘と一体的に推進する	○品質化に向けたノウハウ習得のための研修 ○各種事例研究、技術向上研修	普及課
地味産品等への支援		2地区	2地区	—	—	—	—	—	—	○産地として維持発展するよう、各種野菜の安定生産を推進する	○各産地に長期ビジョンで主要野菜を位置づけ、目標に沿った生産を推進する	農政課	
産地間の連携強化		—	—	—	—	—	—	—	—	○地域内の農地を有効に利用し、低コスト生産に取り組む営農組織を育成する	○地域産品ビジョン作成 ○地域の合意形成、営農環境の整備	普及課	
産地間の連携強化		(15)	—	—	—	—	—	—	—	—	○本庁担当課との連携を図りつつ推進する	農政課	
産地間の連携強化		1	3	—	—	—	—	—	—	○各組合等の事業の内容と地域的な特質に留意して推進する	○合併推進協議会等を組織し、地域に適した組織づくりを推進する	農政課	
産地間の連携強化	合併後の農協共済組合	22	22	—	—	—	—	—	—	○水系や行政区等に配慮し、運営管理が円滑に行える組織づくりに留意して推進する	○合併推進協議会等を組織し、地域に適した組織づくりを推進する	建設課	
	合併後の森林組合	1	2	—	—	—	—	—	—	○健全な財務管理と効率的かつ安定的な事業運営に留意して推進する	○合併推進協議会等を組織し、地域に適した組織づくりを推進する	林務課	
産地間の連携強化	合併後の地産産物同組合	1	6	—	—	—	—	—	○現行の合併漁協と非合併漁協の調整に留意しながら、さらに合併を推進する	○現行の合併漁協については組織体制の整備、非合併漁協については研究会等を通じ合併への意識向上を図る	水産課		

3 森林、農地及び漁場の適正な保全

大項目	中項目	小項目	数値目標等	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	推進上の留意事項	目標達成のための手段	関係課
森林・農地の適正な利用促進	森林整備 地域活動 支援交付 金制度への 支援	森林整備地域 活動支援交付 金計画面積	1,150ha	1,150ha	—	—	—	—	▲	●第3章重点的取り組み ④ 農地・森林の有効活用を図ります(18) 参照	●第3章重点的取り組み ④ 農地・森林の有効活用を図ります(18) 参照	林務課
		耕作放棄地の 解消	115ha	15ha	55ha	75ha	95ha	115ha	—	●第3章重点的取り組み ④ 農地・森林の有効活用を図ります(18) 参照	●第3章重点的取り組み ④ 農地・森林の有効活用を図ります(18) 参照	農政課
		農地の有効活用 促進	6,050ha	4,500ha	5,150ha	5,450ha	5,750ha	6,050ha	—	●第3章重点的取り組み ④ 農地・森林の有効活用を図ります(18) 参照	●第3章重点的取り組み ④ 農地・森林の有効活用を図ります(18) 参照	農政課
自然災害の 防止	中山間地 域等重点 支援交付 金制度への 支援	崖崩れ防止 対策	80.5ha	80.5ha	—	—	—	—	▲	●第3章重点的取り組み ④ 農地・森林の有効活用を図ります(18) 参照	●第3章重点的取り組み ④ 農地・森林の有効活用を図ります(18) 参照	農政課
		農地等の 自然災害 防止	13か所	2か所	5か所	8か所	11か所	13か所	—	●第3章重点的取り組み ⑩ 農業水利施設の多機能化を図ります(24) 参照	●第3章重点的取り組み ⑩ 農業水利施設の多機能化を図ります(24) 参照	建設課
		ため池や水路の 環境整備	4か所	1か所	3か所	▲	4か所	—	▲	●第3章重点的取り組み ⑩ 農業水利施設の多機能化を図ります(24) 参照	●第3章重点的取り組み ⑩ 農業水利施設の多機能化を図ります(24) 参照	建設課
環境と暮らし の調和	森林整備 の推進	山地災害 の防止	[3か所]	2か所	3か所	—	—	—	▲	●第3章重点的取り組み ⑩ 農業水利施設の多機能化を図ります(24) 参照	●第3章重点的取り組み ⑩ 農業水利施設の多機能化を図ります(24) 参照	建設課
		ため池や水路の 利用促進	6地区	1地区	2地区	4地区	5地区	6地区	—	●第3章重点的取り組み ⑩ 農業水利施設の多機能化を図ります(24) 参照	●第3章重点的取り組み ⑩ 農業水利施設の多機能化を図ります(24) 参照	建設課
		治山施設の 整備	280ha	46ha	139ha	186ha	233ha	280ha	—	○地元からの要望箇所を現地調査し、計画的に実施できる よう調整を図る ○砂防施設計画との調整を図る	○土砂の流出、山崩れ等を防止するための治山施設を規 模に応じて、国庫補助・県事業で計画的に実施する	林務課
環境と暮らし の調和	森林整備 の推進	保安林(国有林) の整備	5,010ha	4,924ha	4,958ha	4,975ha	4,982ha	5,010ha	—	○森林所有者に対して、保安林制度の周知徹底を図ること もに同意を得る必要がある	○森林法に基づいて、保安林の指定手続きを推進する	林務課
		農林業 の推進	648ha	648ha	—	—	—	—	—	○森林所有者に開伐の必要性の徹底を図り、森林組合の開 伐推進体制の充実を図る	○開伐団地を設定し、計画的かつ効果的な開伐が行われ るよう関係機関との調整を図る	林務課
		ため池や水路の 環境整備(増築)	4か所	1か所	3か所	▲	4か所	—	▲	●第3章重点的取り組み ⑩ 農業水利施設の多機能化を図ります(24) 参照	●第3章重点的取り組み ⑩ 農業水利施設の多機能化を図ります(24) 参照	建設課
環境と暮らし の調和	農地等の 整備	生鮮果や農 産物の流通 促進	(100km)	○	—	—	—	—	▲	○本庁担当課・市町等との連携を図りつつ推進する	○本庁担当課・市町等との連携を図りつつ推進する	内三河・知 立建設事務 所
		地域住民による 川岸への整備	(40km)	○	—	—	—	—	▲	○本庁担当課・市町等との連携を図りつつ推進する	○本庁担当課・市町等との連携を図りつつ推進する	内三河・知 立建設事務 所
		農地等の 整備	1 (12) ha (建設課関係)	○	—	—	—	—	—	▲	○対象魚種の移動特性に配慮し、生態系に適した構造とす る	○魚類生息調査結果等に基づき、適切な魚道形式とする

大項目	中項目	小項目	数値目標等	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	推進上の留意事項	目標達成のための手段	関係課	
水質の保全 活動	干潟など の造成	狭瀬ラグを活 用した干潟の造 成	(27ha)	○					▲	●第3章重点的取り組み ① 干潟造成により有用貝類の漁場を保全します (P.2.5) 参照	●第3章重点的取り組み ① 干潟造成により有用貝類の漁場を保全します(P.2.5) 参照	水産課	
		農業排水 施設の整備	4万人	4万人					▲	○処理施設の稼働時期に合わせて計画区域の接続加入を促進する	○接続率の向上が図られるよう、事業主体への啓蒙指導に努める	建設課	
	アユ取生 プロジェクトの発展	アユ取生 プロジェクトの発展	(300t)	○					▲	——	○本行担当課との連携を図りつつ推進する	水産課	
		漁業者と住民に よる海や川のク リーンアップ活動 の支援(再掲)	年7か所 年2,000人 (農林水産部関係) (年75,000人) (建設部関係)	年7か所 年500人	年7か所 年800人	年7か所 年1,200人	年7か所 年1,600人	年7か所 年2,000人	▲	○漁業者と住民とが、海と川の清掃活動を通じて交流を図り、漁場環境保全意識の啓蒙につなげる	○漁協の協力を得て、漁場における廃棄物の回収、処理を行い、漁場環境改善を図る	水産課	
	環境負荷の 低減と資源 の循環利用	家畜排せ つ物の適 正処理	畜舎排せつ物処理 施設整備	22か所	6か所	10か所	14か所	18か所	22か所	22か所	○西三河家畜保健衛生所等との連携を図りつつ推進する	○家畜排せつ物の管理基準を満たすと共に、良質卸肥生産のため各種補助事業の推進を図る	農政課
		農産物販 売安全運 送マニエ ールの策定	農産物運搬安全 基準マニエール の導入	5産地	—	1産地	3産地	4産地	5産地	5産地	●第3章重点的取り組み ⑦ 環境保全型農業を推進します(P.2.1) 参照	●第3章重点的取り組み ⑦ 環境保全型農業を推進します(P.2.1) 参照	普及課
	環境負荷の 低減と資源 の循環利用	エコファ ーマーの認 定	エコファーマーの 認定者	631人	304人	434人	499人	564人	631人	631人	●第3章重点的取り組み ⑦ 環境保全型農業を推進します(P.2.1) 参照	●第3章重点的取り組み ⑦ 環境保全型農業を推進します(P.2.1) 参照	普及課
		バイオマス の活用	バイオマスの利 活用(稲わら)	2.6万t	2.6万t				▲	○稲わらを有機質肥料として活用し、今後とも土壌還元、堆肥化資材としての利用を図る	○現状維持と、より利活用する方策を検討し、関係者への周知、啓蒙に努める	農政課	
		農業用度 用済アス チク等の資 生利用の 推進	バイオマスの利 活用(食品製造 廃材)	(8万t)	○					▲	——	○本行担当課との連携を図りつつ推進する	農政課
			バイオマスの利 活用(せん定採)	(2,500t)	○					▲	——	○本行担当課との連携を図りつつ推進する	農政課
農業用度 用済アス チク等の資 生利用の 推進		農業用度用済ア スチックの資 生利用の 利用率	60%	48%	55%	60%	60%	60%	▲	○利用率向上のために不可欠である農家の分別について周知啓蒙を図る	○I.Lを基位とした組織が設立されており、この組織を通じて排出抑制と適正処理を推進する	農政課	
草の正工 コプロジェ クトの推進		草の花エコプロ ジェクトによる草 堆肥の拡大	5ha	—	1ha	2ha	3ha	4ha	5ha	○草の花栽培の目標を明確化し、面積拡大のために関係農 圃と協議を図る	○幅広い関係者で検討し、年次計画に沿った面積拡大を 推進する	農政課	

4 農山漁村における定住の促進

大項目	中項目	数値目標等	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	推進上の留意事項	目標達成のための手段	関係課
農山漁村における就業の創出 機会の増大	就業機会 の創出	5ルート	1ルート	2ルート	3ルート	4ルート	5ルート	●第3章重点的取り組み ② 食と森を活用した産地直売を支援します(P16) 参 照 ●第3章重点的取り組み ② 食と森を活用した産地直売を支援します(P16) 参 照	●第3章重点的取り組み ② 食と森を活用した産地直売を支援します 1(6) 参照	(P 1(6) 参照	農政課
	主な産地直売施設 の創設(再掲)	6万人	6万人					●第3章重点的取り組み ② 食と森を活用した産地直売を支援します(P16) 参 照	●第3章重点的取り組み ② 食と森を活用した産地直売を支援します 1(6) 参照	(P 1(6) 参照	農政課
	特産品・加工品 の開発(再掲)	6品目	1品目	2品目	4品目	6品目		●第3章重点的取り組み ⑧ 生産者と実需者との連携活動を支援します (P22) 参照	●第3章重点的取り組み ⑧ 生産者と実需者との連携活動を支援します 2(2) 参照	(P 2(2) 参照	普及課
生活環境の 整備	農山漁村 の生活環境 の整備	4万人	4万人					○処理施設の稼働時期に合わせて計画区域の接続加入を促 す	○処理施設の稼働時期に合わせて計画区域の接続加入を促 す	○接続率の向上が図れるよう、事業主体への啓蒙指導に 努める	建設課
	林道の整備 (再掲)	15km	2.4km	4.8km	7.2km	9.8km	12.4km	15km	○間伐など適正な森林整備が推進され、地域の生活道としての 役割も果たせるよう、効率的な計画とする	○林道の採択条件に応じて、県管(代行)、補助事業により 計画的に推進する	林務課

(注)：数値目標等の欄の() 数値は、県全体の目標数値で、地域では目標値が設定できない項目です

(注)：数値目標等の欄の[] 数値は、西三河地域で独自に目標設定した項目です

第5章 プランの推進体制

1 プランの推進

県は、「食と緑の基本計画」と、その計画実現のための地域計画として策定した「地域推進プラン」を、県民、生産者等と役割を分担し協働しながら、また市町、関係団体との連携を図りつつ、施策を総合的、計画的に推進します。

(1) 地域推進体制

地域の特色や事情に応じた施策を総合的、計画的に推進するため、県地方機関、地域農林水産業関係団体、地域消費者団体等を構成員とする「食と緑の基本計画地域推進会議」を設置します。

(2) 市町等との連携、協力

「基本計画」「地域推進プラン」の達成のためには、地域の特徴や実情を踏まえた取り組みが必要であることから、県は、市町、関係団体等と密接に連携、協力して取り組みを進めます。

2 プランの進行管理

「基本計画」と併せて、「地域推進プラン」の的確な推進を図るため、施策の進捗状況、数値目標の達成状況等について「食と緑の地域レポート（仮称）」として取りまとめ、計画の進行状況を管理します。

3 プラン等の周知

「基本計画」、「地域推進プラン」の達成のためには、県民一人ひとりの取り組みが不可欠であることは言うまでもありません。

このため、県は様々な機会を通して、この基本計画、地域推進プランと進行管理状況について県民への周知を図ります。